

代理人による印鑑登録について

次の印鑑は登録できませんので、ご注意ください。

- 変形しやすい材質のもの。(合成樹脂プレス製等)
- 同じ世帯の方が、すでに登録してあるもの。

(印影が外見上判別困難なものを含む)

- ※印鑑登録証及び印鑑証明書は登録申請日には発行できません。
- ※委任の旨を証する書面(代理人選任届)が必要になります。
- ※登録人と代理人の本人確認できる書類が必要です。
- ※登録申請時、回答書を提出する時、どちらも本人確認書類が必要です。

見本	代理人選任届	平成〇年〇月〇日
代理人住所 _____		
氏名 _____ 【窓口に来る人】		
私は、上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任したいので届け出ます。		
記		
1. 印鑑の登録申請をすること。		
2. 印鑑登録の廃止申請をすること。 【必要に応じて】		
3. 印鑑登録証亡失の届出をすること。 【必要に応じて】		
届出人住所 _____		
氏名 自署 【印鑑を登録する本人】 印		
※この届書は、必ず印鑑登録する本人が作成してください。		

同じ印鑑

印鑑登録申請書

水戸市長 様

次のとおり印鑑の登録を申請します。

年 月 日

登録する印鑑	住所 水戸市 フリガナ _____ 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 電話番号 _____	
窓口に来た人	1 本人 2 代理人	個人番号 <input type="text"/>
あなたが 代理人 の場合は、下欄に記入してください。		印鑑登録番号 <input type="text"/>
住所 _____		
フリガナ _____		
氏名 _____		
生年月日 _____ 年 月 日 電話番号 _____		
保 証 書		
上記の登録申請者は、本人に相違ないことを保証します。		
住所 _____		登録印 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>
フリガナ _____		
氏名 _____		
生年月日 _____ 年 月 日 <small>(保証人本人が署名及び押印をしてください。)</small>		

- ①本人あてに照会書を郵送しますので、30日以内に、回答書に本人が署名し、登録する印鑑を押印したうえ、次まで持参してください。
水戸市役所三の丸臨時庁舎市民課、赤塚・常澄・内原出張所
※なお、代理人が回答書を提出する場合は、回答書の「代理人選任届」欄へ登録人自筆で代理人の住所、氏名の記入が必要です。
- ②代理人が回答書を提出する場合は登録人と代理人の本人確認できる書類が必要です。
- ③印鑑登録証(カード)は、回答書をお持ちいただきからお渡しします。その際に受領印を頂きますので、必ず窓口に来る方の印鑑をお持ちください。